

平成 28 年 2 月 22 日

安曇野市教育委員会

平成 28 年 2 月 定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

<b>議案第1号</b>	教育部 生涯学習課
平成28年2月22日提出	(課長)蓮井 昭夫 (担当係長) 藤森 智

タイトル	豊科、穂高、三郷及び堀金公民館長の選任について
決定を要する事項の内容	公民館長の選任に係る協議
要旨	<p>明科を除く安曇野市公民館長（豊科、穂高、三郷及び堀金）の任期が平成28年3月31日をもって満了するため、安曇野市公民館の公募要領（平成27年11月定例会承認）に基づき選考したものです。</p> <p>なお、三郷公民館長へは応募者がいなかったため、選考委員と協議し選考しました。</p> <p>【社会教育法抜粋】</p> <p>第28条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。</p>
説明	<p>○公民館長（候補者）</p> <p>任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日</p> <p>【豊科公民館長】</p> <p>氏名：内川 丈夫男 （再任） 性別：男 年齢：74歳 住所：安曇野市豊科光1856</p> <p>【穂高公民館長】</p> <p>氏名：中田 光男 （再任） 性別：男 年齢：66歳 住所：安曇野市穂高有明8806-2</p> <p>【三郷公民館長】</p> <p>氏名：千國 温 （再任） 性別：男 年齢：77歳 住所：安曇野市三郷温5518</p> <p>【堀金公民館長】</p> <p>氏名：山田 賢一 （新任） 性別：男 年齢：65歳 住所：安曇野市堀金鳥川4727-2</p>

<b>議案第2号</b>	教育部 図書館交流課
平成28年2月22日提出	(課長)高嶋俊明 (担当)財津達弥

タイトル	安曇野市明科学習館管理規則の一部改正について
決定を要する事項の内容	規則の一部改正に伴う協議
要旨	行政不服審査法改正に伴い、第7条関係 安曇野市明科学習館登録団体認定取消書（様式第5号）の一部改正を行うものです。
説明	<p>不服申立構造の見直しや審理の公正性の向上等を目的に改正された行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されます。これに伴い、教示の改正が必要な第7条関係 安曇野市明科学習館登録団体認定取消書（様式第5号）を一部改正します。</p> <p>1. 改正部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①不服申立期間の延長に伴い、審査請求期間の「60日」を「3月」に改める。</li> <li>②不服申立てが「審査請求」に一本化されることに伴い、「異議申立て」を「審査請求」に、「異議申立てに対する決定」を「審査請求に対する採決」に改める。</li> </ul> <p>2. 施行日</p> <p>平成28年4月1日から施行する。</p>

安曇野市明科学習館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

安曇野市教育委員会  
委員長

安曇野市教育委員会規則第 号

安曇野市明科学習館管理規則の一部を改正する規則

安曇野市明科学習館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第5号（教示）中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第5号（第7条関係）

安曇野市明科学習館登録団体認定取消書

第 号

年 月 日

様

安曇野市教育委員会

年 月 日付け 第 号で認定した安曇野市明科学習館登録団体の認定を下記の理由により取り消します。

記

- 取消理由 1 安曇野市明科学習館条例及び同条例に基づく規則等に違反したため  
2 認定の条件に違反したため

(教示)

1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として提起することができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

新旧対照表  
安曇野市明科学習館管理規則（平成18年安曇野市教育委員会規則第9号）

改正後		改正前	
様式第5号（第7条関係）		様式第5号（第7条関係）	
安曇野市明科学習館登録団体認定取消書		安曇野市明科学習館登録団体認定取消書	
第 号	第 号	第 号	第 号
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
様	様	様	様
安曇野市教育委員会	安曇野市教育委員会	安曇野市教育委員会	安曇野市教育委員会
年 月 日 付け 第 号で認定した安曇野市明科学習館登録団体の認定を下記の理由により取り消します。	年 月 日 付け 第 号で認定した安曇野市明科学習館登録団体の認定を下記の理由により取り消します。	年 月 日 付け 第 号で認定した安曇野市明科学習館登録団体の認定を下記の理由により取り消します。	年 月 日 付け 第 号で認定した安曇野市明科学習館登録団体の認定を下記の理由により取り消します。
取消理由	1 安曇野市明科学習館条例及び同条例に基づく規則等に違反したため 2 認定の条件に違反したため	1 安曇野市明科学習館条例及び同条例に基づく規則等に違反したため 2 認定の条件に違反したため	1 安曇野市明科学習館条例及び同条例に基づく規則等に違反したため 2 認定の条件に違反したため
記	記	記	記
(教示)	1 この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安曇野市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、 <u>異議申立て</u> をすることはできません。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	1 この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、安曇野市教育委員会に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、 <u>異議申立て</u> をすることはできません。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができます。	1 この処分について不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、安曇野市教育委員会に対して <u>異議申立て</u> をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、 <u>異議申立て</u> をすることはできません。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、市（代表者安曇野市教育委員会）を被告として提起することができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができます。

<b>議案第3号</b>	教育部 文化課
平成28年2月22日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当) 山田 真一

タイトル	安曇野市博物館条例の一部改正について
決定を要する事項の内容	条例の一部改正に伴う協議
要旨	安曇野市附属機関の見直しに伴い、「安曇野市美術資料等選定委員会」を「安曇野市博物館条例」に基づく附属機関として規定するため条例の一部改正を行うものです。(1月定例教育委員会議案第3号として提出したものを、法規審査委員会の結果により修正し再提出)。
説明	<p>1 一部改正の理由</p> <p>要綱等により設置された機関（会議）においてなされた審査、審議、調査等は法的効力がなく対抗要件を具備しないため、安曇野市では「附属機関等の設置及び運営に関する指針」を改正し、該当する機関等について、条例化を促進しています。</p> <p>これに基づき、安曇野市美術資料等選定委員会を「安曇野市博物館条例」の中に定めるものです。</p> <p>2 今後の予定</p> <p>条例については3月議会に上程し、一部改正を行うことします。</p> <p>なお、現安曇野市美術資料等選定委員会要綱に基づき委嘱している現委員については、新たな条例に基づき4月1日付で再委嘱します。</p> <p>また、『安曇野市美術館美術資料等収集要綱』及び『安曇野市美術資料等選定委員会要綱』については、条例改正に合わせ見直しを行います。</p>

## 安曇野市博物館条例の一部を改正する条例

安曇野市博物館条例（平成 18 年安曇野市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条を第 29 条とし、第 22 条の次に次の 6 条を加える。

### （選定委員会の設置）

第 23 条 博物館資料を適正かつ円滑に収集するため、安曇野市美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という）を置く。

### （選定委員会の所掌事務）

第 24 条 選定委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項を審議する。

（1） 安曇野市豊科近代美術館、安曇野高橋節郎記念美術館及び田淵行男記念館において収集する美術作品及び美術に関する資料（以下「美術資料等」という。）の選定及び評価に関すること。

（2） 前号に掲げるもののほか、美術資料等の収集に関すること。

### （選定委員会の組織）

第 25 条 選定委員会は、美術品及び美術館運営に関し学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する 5 人以内の委員で組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （選定委員会の役員）

第 26 条 選定委員会に、委員の互選による会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

### （選定委員会の会議）

第 27 条 選定委員会は、会長が招集し、議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （守秘義務）

第 28 条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### （安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例の一部改正）

2 安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中 「

博物館協議会委員			6,700	3,500
----------	--	--	-------	-------

」を

博物館協議会委員			6,700	3,500
美術資料等選定委員会委員			6,700	3,500

○安曇野市博物館条例（平成18年安曇野市条例第28号） 新旧对照表

	改正後	改正前
(博物館協議会の設置)		(博物館協議会の設置)
第19条 博物館に、博物館法第20条の規定により安曇野市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。		第19条 博物館に、博物館法第20条の規定により安曇野市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。
(協議会の組織)		(協議会の組織)
第20条 協議会は、次に掲げる者たちから教育委員会が任命する10人以内の委員で組織する。		第20条 協議会は、次に掲げる者たちから教育委員会が任命する10人以内の委員で組織する。
(1) 学校教育の関係者 (2) 社会教育の関係者 (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4) 学識経験者		(1) 学校教育の関係者 (2) 社会教育の関係者 (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 (4) 学識経験者
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間にと する。	2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間にと する。	2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間にと する。
(協議会の役員)		(協議会の役員)
第21条 協議会に、委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。		第21条 協議会に、委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。		2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。		3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
(協議会の会議)		(協議会の会議)
第22条 協議会は、会長が招集し、議長となる。		第22条 協議会は、会長が招集し、議長となる。
2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。		2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。		3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(選定委員会の設置)		(選定委員会の設置)
第23条 博物館資料を適正かつ円滑に収集するため、安曇野市美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。		第23条 博物館資料を適正かつ円滑に収集するため、安曇野市美術資料等選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。
(選定委員会の所掌事務)		(選定委員会の所掌事務)

	改正後	改正前
第24条 選定委員会は、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事項を審議する。		
(1) 安曇野市豊科近代美術館、安曇野高橋節郎記念美術館及び田淵行男記念館において収集する美術作品及び美術に関する資料(以下「美術資料等」という。)の選定及び評価に関すること。		
(2) 前号に掲げるもののほか、美術資料等の収集に関すること。		
(選定委員会の組織)		
第25条 選定委員会は、美術品及び美術館運営に関する者たちから教育委員会が委嘱する5人以内の委員で組織する。		
2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。		
(選定委員会の役員)		
第26条 選定委員会に、委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。		
2 会長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。		
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事務があるときは、又は会長が次けたときはその職務を代理する。		
(選定委員会の会議)		
第27条 選定委員会は、会長が招集し、議長となる。		
2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。		
ただし、会長が必要と認めたときは、この限りではない。		
3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。		
(守秘義務)		
第28条 選定委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。		
(委任)		
第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。		
第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。		

○安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例  
平成17年10月1日条例第40号

別表第2 (第8条関係)

職名	報酬			
	年額	月額	日額	4時間未満
文化財保護審議会委員		6,700	3,500	
安曇野市豊科郷土博物館長	140,700			
安曇野高橋節郎記念美術館長	140,700			
博物館協議会委員		6,700	3,500	
美術資料等選定委員会委員		6,700	3,500	
貞享義民記念館長	140,700			
公共交通事業運営協議会委員		6,700	3,500	
その他の委員		6,700	3,500	
専門委員		6,700	3,500	
その他特別職の職員		予算の範囲内で任命権者が定める額 予算の範囲内において他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める額		

別表第2 (第8条関係)

職名	報酬			
	年額	月額	日額	4時間未満
文化財保護審議会委員				
安曇野市豊科郷土博物館長				
安曇野高橋節郎記念美術館長				
博物館協議会委員				
貞享義民記念館長				
公共交通事業運営協議会委員				
その他の委員				
専門委員				
その他特別職の職員		予算の範囲内で任命権者が定める額 予算の範囲内において他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める額		

○安曇野市特別職の職員等の給与等に関する条例  
平成17年10月1日条例第40号

<b>議案第4号</b>	教育部 各課
平成28年2月22日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援についての協議
要旨	生涯学習課 後援4件 文化課 後援2件 (詳細 別紙)

### 安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

#### (定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

#### (審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

## 教育部生涯学習課共催・後援台帳

(平成28年2月定期会議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
1035	H28.1.22	スポーツ 指導担当	第35回全国少年柔道大会中信地区予選会	安曇野市柔道協会 全 壇	中情柔道 盟・安曇野市柔道協会	後援	全国まつがなる大会 のため後援をお願いし たい。	1月 22 日 平成28年2月 28日(日)	平成28年2月 28日(日)	豊科武道館 柔道 場	柔道を通して健全なる心身の育成に 努めとめる。	試合方法:トーナメント戦又はリーグ戦に より行う。出場は分団・道場単位チーム 以内とする。	—	—	—	基準第3条 第2項により可
1036	H28.1.26	社会教育 担当	みんなで遊ぼう ふ れあい水族館 IN アイティ&21	株式会社 井上 保 代表取締役 井上 保	株式会社 井 上	後援	家族で楽しめるふれあ いの場となりますので、 幅広い告知を展開した い。	1月 26 日 平成28年3月 19日～4月3日	平成28年3月 21	山形村 アイティ タワー	海のない長野県において、海の生き 物を見たり、実際に触ってもらう事で、 身も心もながら字ふきつかけを 作り、ふれあいの場としてい。	展示水槽コーナー・ふれあい水槽コー ナー(一般(高校生以上) 600円 子 ども(小・中学生) 300円 ※未就学児 無料	—	—	—	基準第3条 第2項により可
1037	H28.2.8	社会教育 担当	初心者のためのイ ンターネット安全教 育	特定非営利活動 法人 グループ HYOKO	代表 吉國 明夫	後援	特定非営利 活動法人 グ ループ HYOKO	2月 5 日 平成28年3月 18日	2月 5 日 平成28年3月 18日	豊科交流学習セン ター「きぼう」学習 室1	家庭や学校からインターネットにアク セスする一般の方々を対象に情報セ キュリティに対する正しい理解を啓発 すること。	参加費 無料	—	—	—	基準第3条 第2項により可
1038	H28.2.10	社会教育 担当	皆で歌おう歌声奥 茶	サンカラヨウの会 代表 山本 武史	サンカラヨウの会 代表 山本 武史	後援	好印象を持たれたい め。	2月 10 日 平成28年5月 23日(土) 午後2時30分 ～午後4時30 分	松本市音楽文化 ホール 小ホール	音楽を通して、皆が元気になるよう社 会貢献したい。	入場料 1,000円 町声のコンサート コンサートホールで歌いましょう	—	—	—	基準第3条 第2項により 可	

## H27年度教育部 文化課 共催・後援台帳

(平成28年2月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管課意見
84	平成28年 1月28日	文化	75周年記念創立元展 長野県巡回展 41回長野県支部展	一般社団法人 創元会 長野県支部	支部長 三枝 真彦	一般社団法人 創元会 長野県支部	多くの方に具象絵画への理解を一層深めても また、美術文化の向上・ 生涯学習に貢献したい ため。	後援	1月 28 日 平成28年 9月13日(火) ~18日(日)	豊科近代美術 墨科交流学習 センター「きぼ う」	絵画の展示 約120点 (100~130号)	日本画の展覧会	-	-	-	取扱基準第3 条第2項により 可
86	平成28年 1月29日	文化	春の特別展 「布施 知子 ORIGAMI展 ～紙と折りのリズム～」	安曇野市豊科 近代美術館	館長 深澤 誠	安曇野市豊科 近代美術館 公益財團法人 安曇野文化財團	某物を見てもいい、伝承折 り紙とは異なる作品を鑑 賞してもらうため。	後援	1月 28 日 平成28年 4月22日(金) ~ 6月1日(水)	安曇野市豊科 近代美術館 本館2階展示 室・新館大展示 室	海外で高い評価を受ける作家 布施 知 子氏の独自の折り紙を展示し、家族で 楽しめる展覧会とする。 ・ワークショップ	-	-	-	取扱基準第3 条第2項により 可	

<b>報告事項第1号</b>	教 育 部 学校教育課
平成 28 年 2 月 22 日提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 大澤 明彦

タイトル	全国都市緑化フェア基本構想策定にかかる懇談会委員の選出について
要旨	平成 31 年度長野県(松本平広域公園、信州スカイパークをメイン会場、国営アルプスあづみの公園をサブ会場)として、開催を予定している『全国都市緑化フェア基本構想策定にかかる懇談会委員』について、担当の都市建設部都市計画課公園緑地係から委員の推薦依頼があり、関係市から委員が選任されますが、安曇野市には女性教育委員の推薦依頼があり、横内教育委員を推薦するのとしたものです。
	<p>○懇談会委員の役割等      長野県及び中信 4 市の費用負担により、基本構想を業者委託し、8 月の国土交通大臣協議までに構想を策定する予定としています。      基本構想を策定するうえで、素案を懇談会に提示し委員の意見をお聞きした上で修正を行い、構想を仕上げる計画としています。      懇談会については、4 月に 1 回、7 月までの間に 1 回 計 2 回を予定。</p> <p>○委員の構成(案)      学識経験者、関係団体等、国関係、公募による 15 名程度。      教育委員は、関係団体等としての選任予定</p> <p>○公園緑地化フェアについて(別紙)</p>

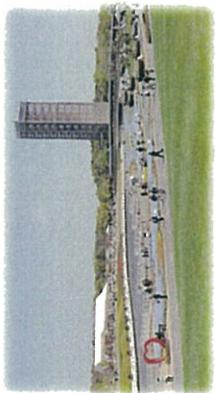
# 全国都市緑化フェアについて



全国都市緑化フェアは、国民ひとり一人が緑の大切さを認識するとともに、緑を守り、愉しめる知識を深め、緑がもたらす快適で豊かな暮らしがある街づくりを進めるための普及啓発事業として、昭和58年(1983年)から毎年、全国各地で開催されている花と緑の祭典です。

## 都市緑化の推進を目的とした全国イベント

- ・緑化フェア開催の目的
- ・都市緑化意識の高揚
- ・都市緑化に関する知識の普及
- ・国、地方公共団体、民間の協力による都市緑化の全国的な推進



[写真] 浜名湖花博 2014 第31回全国都市緑化しそおつかフェア

## 全国都市緑化フェア主要イベント模様

### ■ 庭園コンテスト

浜名湖花博 2014 第31回全国都市緑化しそおつかフェア【国土交通大臣賞受賞作】多くの民間企業、市民団体が参加し、緑ある豊かな暮らしを来場者へ披露します。



### ■ 市民参加事業

第29回全国都市緑化フェア TOKYO【三鷹市沿道緑化】来場者をまち全体でおちてなしをします。このフェアをきっかけに、各団体のネットワークの活性化、新たな仲間作りが生まれるなどの効果があります。



- 人々の心を魅了する、集客力が高い 花・緑のイベント
- ・都市緑化をテーマとした30年以上の歴史を持つイベントです。他の緑のイベントと比較しても、イベント集客力の効果は非常に高いといえます。また安定した集客力期待できるイベントと言えます。
- ・毎年定期的に開催される地元博は全国都市緑化フェアのみです。これは花や緑が普遍的な魅力を有していることや、フェアが都市緑化をテーマとした緑ある暮らし、街づくり等、多くの方に興味、期待感が大きいイベントであるためと答えられます。
- 広範囲の地域から多くのお客様のご来場を誘うイベント
- ・開催公共団体はもとより、それ以外地域からも花、緑に興味のある多くのご来場者が見込めます。都市緑化意識の啓発や情報発信、また開催公共団体の魅力を知つていただく観光振興、個人消費による経済的な貢献にも効果が期待できます。

### ■ 皇室をお迎えする『全国都市緑化祭』を開催

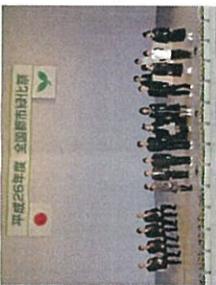
・全国都市緑化祭では、『皇室のおここば』『子どもたちの緑化宣言』『みどりの社会貢献賞の授与』『フェア会場での皇室による記念の植樹』等が行われ、都市緑化の重要性を強く訴えかけるとともに、緑化祭に招待される地元の緑化活動関係者等の方々にとつて大きな楽しみとなっています。

### 多くのご来場者を魅了する緑の最大級イベント

- 過去10年間の総来場数は
- 1790万人

500万人以上のご来場をいたしました静岡、東京フェアをはじめ、概ね100万人程のお客様を誘致することができます。船橋、鳥取フェアにおいても20万人以上のご来場があり、盛況に開催されました。

### ■ 全国都市緑化祭のご様子 (浜名湖花博 2014 第31回しそおつかフェア)



園内のご視察

記念植樹祭

### 全国都市緑化フェア開催要綱

改定 平成23年5月25日国土交通省公園緑地・景観課園地環境室 国都緑環第72号  
要綱 第1条 目的 全国都市緑化フェアは、都市緑化の意識高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、国、地方公共団体及び民間の協力を目的とするものである。  
全国都市緑化フェアの統一基本理念  
『緑ゆたかなまちづくり』

沿辺に花を・くらしに緑を・街に緑を・あしたの縁をいまづくろう。

<b>報告事項第2号</b>	教育部 学校教育課
平成28年月日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)飯嶋 正成

タイトル	安曇野市中間教室管理規則の全部改正について					
要旨	<p>平成28年1月定例会で協議された、安曇野市中間教室管理規則の全部改正について、指摘のあった第3条休日及び開設時間について、修正するものです。</p>					
	<p>○修正内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">修正後</th> <th style="width: 50%;">1月提示案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(休日及び開設時間) 第3条 支援センターの休日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） (4) 教育委員会が特に必要と認めた日</td><td>(休日及び開設時間) 第3条 支援センターの休日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 <u>(3) 8月13日から同月16日までの日</u> <u>及び12月28日から翌年の1月4日までの日</u>（前号に掲げる日を除く。）</td></tr> </tbody> </table>		修正後	1月提示案	(休日及び開設時間) 第3条 支援センターの休日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） (4) 教育委員会が特に必要と認めた日	(休日及び開設時間) 第3条 支援センターの休日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 <u>(3) 8月13日から同月16日までの日</u> <u>及び12月28日から翌年の1月4日までの日</u> （前号に掲げる日を除く。）
修正後	1月提示案					
(休日及び開設時間) 第3条 支援センターの休日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。） (4) 教育委員会が特に必要と認めた日	(休日及び開設時間) 第3条 支援センターの休日は、次のとおりとする。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 <u>(3) 8月13日から同月16日までの日</u> <u>及び12月28日から翌年の1月4日までの日</u> （前号に掲げる日を除く。）					

<b>報告事項第3号</b>	教育部 図書館交流課
平成28年2月22日提出	(課長)高嶋 俊明 (担当)小林 敬治

タイトル	三郷交流学習センター建設設計画概要等について
	三郷交流学習センター計画図、事業費、建設スケジュールの報告
要旨	平成27年度に進めてきた実施設計の終了に伴う報告
説明	<p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設位置は、現在の三郷支所庁舎を取り壊した跡地に、三郷公民館棟に隣接する場所とし、相互の建物が連携して利用できる動線に配慮しました。</li> <li>・建物は、鉄骨平屋建て、面積は、1,816 m<sup>2</sup>。 (図書館：961 m<sup>2</sup>、交流学習部分等：855 m<sup>2</sup>)</li> <li>・交流学習部分には、展示ギャラリー、地域学習室、グループ学習室、カフェコーナー、オープンスペースを備えます。</li> <li>・グループ学習室は、小中学校の調べ学習に対応できますよう、図書館への出入りを可能としています。</li> <li>・図書館は、天井を高くし、間接光を取り入れた明るい館内とし、中央通路を広めにとって、ゆったりとした空間をイメージしています。</li> <li>・駐車場は、建物南側に新たに13台分確保し、その他に公民館棟と共に身障者用のスペースを確保します。</li> <li>・駐輪場も、新たに相当数の確保をします。</li> <li>・自然エネルギーは、ソーラーパネルを100 m<sup>2</sup>設置し、自家消費で電力補助に利用します。</li> <li>・公民館棟との動線には、キャノピーを設置し、雨天などでも利用しやすくなります。</li> <li>・図書館資料は、平成29年度開館時は44,600冊。その後、毎年3,000冊程度を購入し、平成32年度に図書館基本計画の計画目標である53,000冊(開架50,000冊、閉架3,000冊)の蔵書を予定しています。</li> </ul> <p>【事業費・建設スケジュール】</p> <p>別添資料</p>

## 三郷交流学習センター建設設計画の報告

### ○施設概要

建設位置は、三郷公民館棟に隣接しており、相互の建物に連携を持たせた動線に配慮したものとなっております。建物は、鉄骨平屋建てで、面積は、1,816 m<sup>2</sup>となります。

設計は、前段でいただきました市民の皆様からのご要望を、可能な限り反映させたものとなっております。(別紙 三郷支所等整備検討市民会議報告書に対する主な対応状況)

交流学習部分につきましては、展示ギャラリー、地域学習室、グループ学習室のほかカフェコーナーの設置や自然光を取り込むためのオープンスペースを整備します。学習スペースは、主に地域学習室をご利用いただく予定ですが、展示ギャラリーの利用が無い場合には、自習スペースとしてご利用いただけますよう、展示パネルは可動式のものを採用しております。

グループ学習室につきましては、小中学校の調べ学習に対応できるよう、1クラス全員が利用できる広さと図書館資料を自由に活用できるよう図書館から直接出入りができるような配慮をしております。

図書館部分は、天井を高くし、間接光を取り入れた明るい館内になります。書架と書架の間隔は標準の1.8mとなりますが、中央通路を広く取り、ゆったりとした開放感を持たせます。

その他の部分ですが、建物南側へ13台分の駐車場を増設いたします。また、支所と共に建物近くに身体障がい者用の駐車スペースを確保します。駐輪場につきましても、小中学生の利用を想定して相当数を確保いたします。

自然エネルギーの利用につきましては、太陽光発電パネルを100 m<sup>2</sup>設置し、自家消費という形で、省電力に努めます。

公民館棟との動線には、キャノピーを設置し、雨天時でも利用し易くいたします。

図書館資料は、平成29年度開館時は44,600冊。その後、毎年3,000冊程度を購入し、平成32年度に図書館基本計画の計画目標である53,000冊(開架50,000冊、閉架3,000冊)の蔵書を予定しています。

### ○経過

平成25年12月議会	市長から支所等についての整備方針の発表 当初計画の三郷支所改修から、三郷支所庁舎を解体し、跡地へ三郷交流学習センターを建設することに方針転換
平成26年1月17日	三郷支所等整備検討市民会議、三郷地域審議会、三郷区長会へ整備方針転換に関する説明を行い、承認を得た。
2月17日	議会全員協議会へ「支所等整備基本計画」を報告
3月29日	三郷支所及び三郷交流学習センター市民説明会を開催
5月13日	第1回三郷支所等整備検討市民会議へ計画概要を説明
6月8日	第1回市民ワークショップ開催 計画概要の説明と意見・要望聴取
6月29日	第2回市民ワークショップ開催 第1回の意見・要望を反映した修正計画の説明と意見・要望聴取
7月19日	第3回市民ワークショップ開催

	第2回の意見・要望を反映した修正計画の説明と承認。この修正計画をワークショップでの最終案として実施設計に反映することを確認
8月25日	三郷支所等整備検討市民会議から市長へ「三郷交流学習センターに関する要望書」の提出
10月21日	第2回三郷支所等整備検討市民会議開催 交流学習センターの整備について
10月31日	第3回三郷支所等整備検討市民会議開催 市民会議報告書の決定
11月27日	三郷支所等整備検討市民会議から市長へ「三郷支所等整備について」報告書の提出
平成27年3月25日	第4回三郷支所等整備検討市民会議開催 三郷交流学習センターに係る整備スケジュールについて
3月28日	三郷交流学習センター実施設計契約
11月16日	三郷支所等整備検討市民会議開催 三郷交流学習センター計画内容の中間報告

平成27年度に実施設計を開始し、図書館運営の専門コンサルタントの支援を受けながら設計内容をまとめさせていただきました。

### 三郷支所等整備検討市民会議報告書に対する主な対応状況

#### 【全体計画】

報告書内での要望	対応	設計での対応状況
施設規模：1,800 m <sup>2</sup> （図書館900 m <sup>2</sup> 、交流部分等900 m <sup>2</sup> ）	○	全体面積：1,816 m <sup>2</sup> （図書館961 m <sup>2</sup> 、交流部分等855 m <sup>2</sup> ）
展示ギャラリー、地域住民が活動する場 300 m <sup>2</sup> 以上	○	展示ギャラリー 104 m <sup>2</sup> 、エントランスホール 194 m <sup>2</sup> 、光庭（オープングローブル）78 m <sup>2</sup> 計 376 m <sup>2</sup> その他 247 m <sup>2</sup> （グループ学習室 52 m <sup>2</sup> +78 m <sup>2</sup> 、地域学習室 65 m <sup>2</sup> +52 m <sup>2</sup> ）
建物東側・北側及び南側の道路等から離れた場所に建てること	△	東側：車道との間に2mの歩道を設置し、約3m後退 北側：車道との間に2mの歩道を設置し、約7m後退 南側：南側駐車場との間に通路として、約4m後退
車寄せスペースの確保等	○	車寄せを設置し、支所との併用で身障者駐車場を4区画確保

#### 【図書館部分】

報告書内での要望	対応	設計での対応状況
エントランスから図書館入口までの空間	○	エントランスに入ると上部吹き抜けで明るく、図書館及び内部全体が見渡せる配置とする。
開架スペースは開放感を持たせ、書架の間隔は2mとする。	△	天井高を高く（最高4.5m）とり、間接光を取り入れた明るい館内とし、書架の間隔は1.8mと標準的な間隔とするが、中央の通路は4.5m（中央図書館3m）と広くとって開放感を持たせる。
幼児コーナーにお話会等のスペース、幼児用トイレ・授乳室を設ける。	○	キッズコーナー、お話しコーナー、幼児用トイレ、授乳室を設置する。 壁等で区切らず、床面の色分けでエリアを区別する。
児童・ヤングコーナーにヤングアダルト書架を配置し、若者にも魅力あるコーナーにすること	○	児童・ヤングコーナーを中心北側に配置し、年代別に図書を配置し、一般書とは動線を分ける。

調査閲覧コーナー・郷土資料コーナーは入口・児童コーナーから離れた人の流れの少ない位置に配置する。	○	主な閲覧席を東側・南側窓際に外向きに配置し、人の流れが気にならないように配慮する。 郷土資料は図書館の一一番奥まった位置に配置する。
視聴覚コーナーはカウンターから見える位置に配置する。	○	視聴覚コーナーはカウンターから見える入口近くの南側に配置し、机を利用した配置替えのできるタイプとする。
ブラウジングコーナーはゆったりとしたスペースを確保し、近くに新聞や雑誌を配置する。	△	新聞や雑誌コーナー付近にブラウジングコーナーを設置するが、全体の配置の関係上窓からのロケーションは対応が難しい。
開架 50,000 冊、閉架 3,000 冊を確保する。	○	資料収集は開架 50,000 冊を確保し、閉架の資料収集は 3,000 冊を基本とするが将来的な資料保管を考慮した収容力に余裕を持たせる。

#### 【図書館事務スペース】

報告書内での要望	対応	設計での対応状況
事務室と作業スペースは1室とし、事務室を通らないで講師等が出入りできる接客スペースを設ける。	○	事務室・作業スペースを広くとり、事務室の入口側に応接室を設置する。
閉架書庫を充分確保する。	○	閉架書庫は十分な広さを確保し、閉架書庫内にも倉庫スペース、作業スペースを確保する。
職員厚生室など	○	キッチンを備えた独立した休憩室を確保し、男女の更衣室・ロッカーを配置する。

#### 【交流部分】

報告書内での要望	対応	設計での対応状況
エントランスホールに喫茶コーナーを配置し、お話しやコンサートもできるようにする。	○	カフェコーナーを中心に、エントランスホールや光庭(オープンスペース)を利用して、様々な利用ができるものとする。
展示ギャラリーは、可動壁面、ピクチャーレール、ライティングレールを配置し、様々な展示ができるようにする。	○	展示ギャラリー内は可動壁を配置し、エントランスホールとの間も移動間仕切りで仕切れるようとする。ただし、本格的な展示は「みらい」「きぼう」を利用していただき、市民ユースの簡易な展示スペースとして利用料金を低く設定して気軽に使用できるものとしたい。 展示が無い時は自習・談話スペースとしても利用可能とする。
学習室は「調べ学習」で1クラスが利用できるスペースを確保し、様々な目的に対応できる可動間仕切りで広さを調整できるような部屋を4室確保する。	○	一部図書館側からも利用できる部屋とし、4部屋を2部屋づつ可動間仕切りで広さを調整できるものとする。 スクリーンを備え付け、プロジェクター等は備品で対応する。

#### 【外構】

報告書内での要望	対応	設計での対応状況
建物の周囲を3m程度のグリーンベルトにしたい。	△	建物を敷地いっぱいに配置することから、可能な部分を緑地帯とする。
建物東側・北側と駐車場南側の用水路の安全確保	○	建物東側・北側に歩道を設置することに合わせて用水路に蓋等を設置する。
奉安殿公園の整備	○	既存の公園を整備し、人が自由に入りでき、憩いの場所として整備する。
駐輪場の整備	○	自転車の利用を想定し、駐輪場を増設する。

三郷交流学習センター建設予算概要

(単位：千円)

	全体予算 (A)	H28予算 (B)	H29予算 (A-B)
項目			
計画面積 (m <sup>2</sup> )	1,816		
建築確認手数料等	448	377	71
施工監理委託料	21,514	3,910	17,604
解体工事費 (4,498 m <sup>3</sup> )	237,000	237,000	0
交流学習センター建設費	1,014,250	353,690	660,560
備品 (テーブル・イス等)	44,000	0	44,000
合 計	1,317,212	594,977	722,235

(単位：千円)

財 源 内 訳	全 体	H28	H29
合併特例交付金 (県)	102,400	51,200	51,200
三郷図書館建設事業基金	300,000	100,000	200,000
合併特例債	826,800	421,200	405,600
一般財源	88,012	22,577	65,435

## 三郷交流学習センター 建設計画

【三郷交流学習センター建設スケジュール】

内容	年度	H27												H28												H29															
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
実施設計																																									
建築確認申請	※1																																								
解体工事	※2																																								
本体工事	地盤改良																																								
	工事	※3・4																																							
開館準備	※5																																								

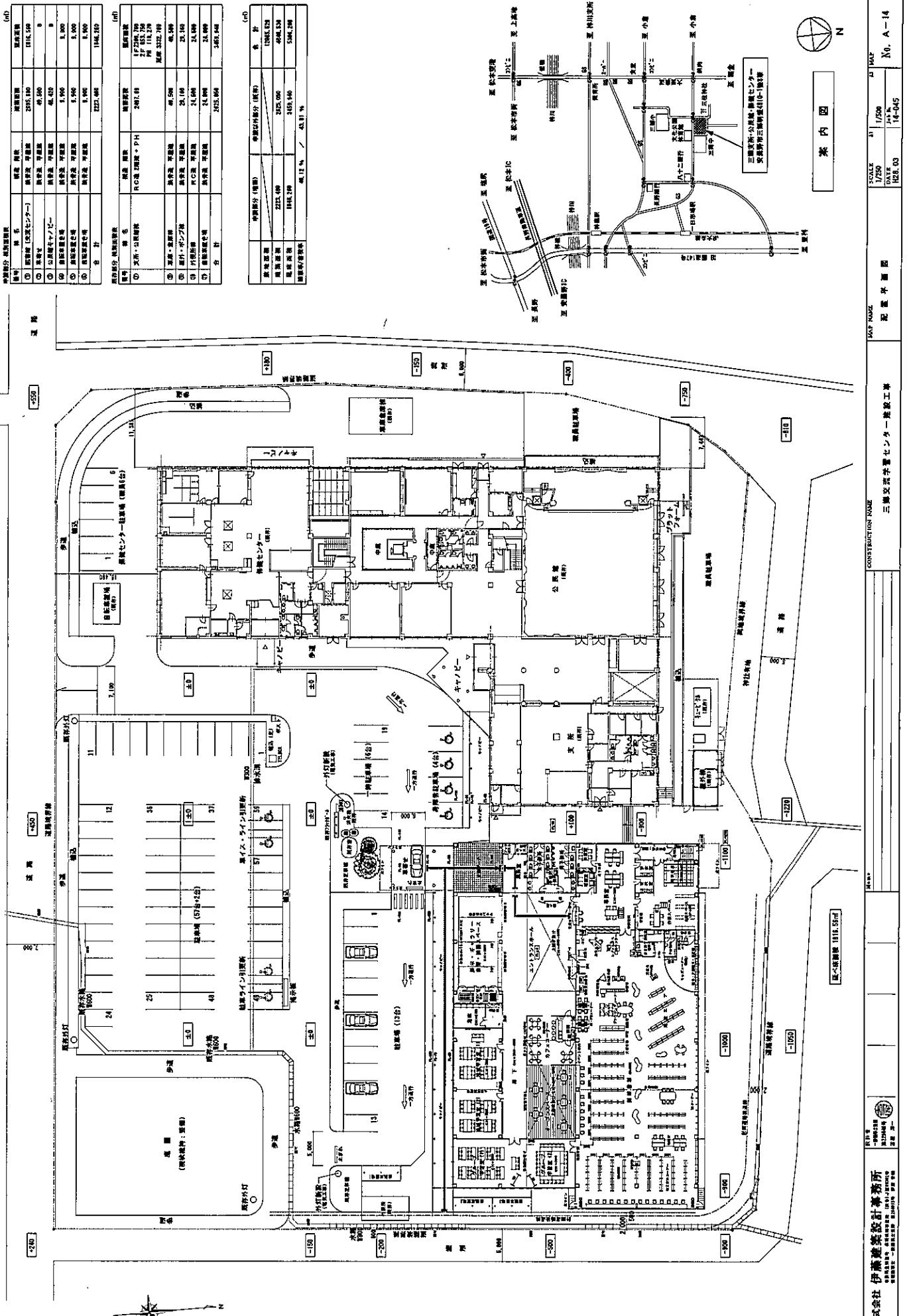
※1 三郷支所建築検査後及び三郷支所建物直下の水路用途廃止後に確認申請提出。

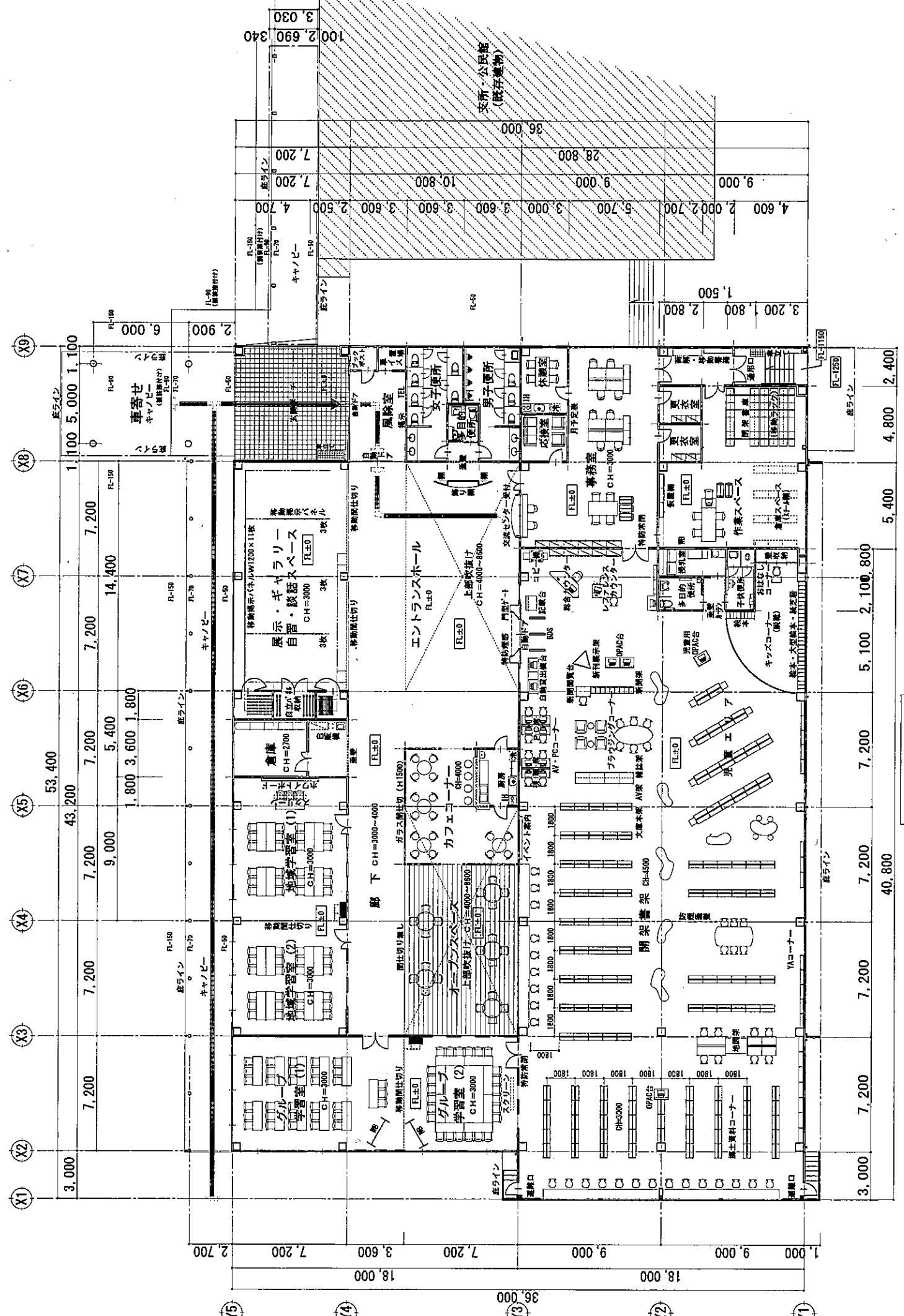
※2 三郷支所引越後、解体工事着手(準備4月、アスベスト除去5月～7月、上屋解体8月～12月)

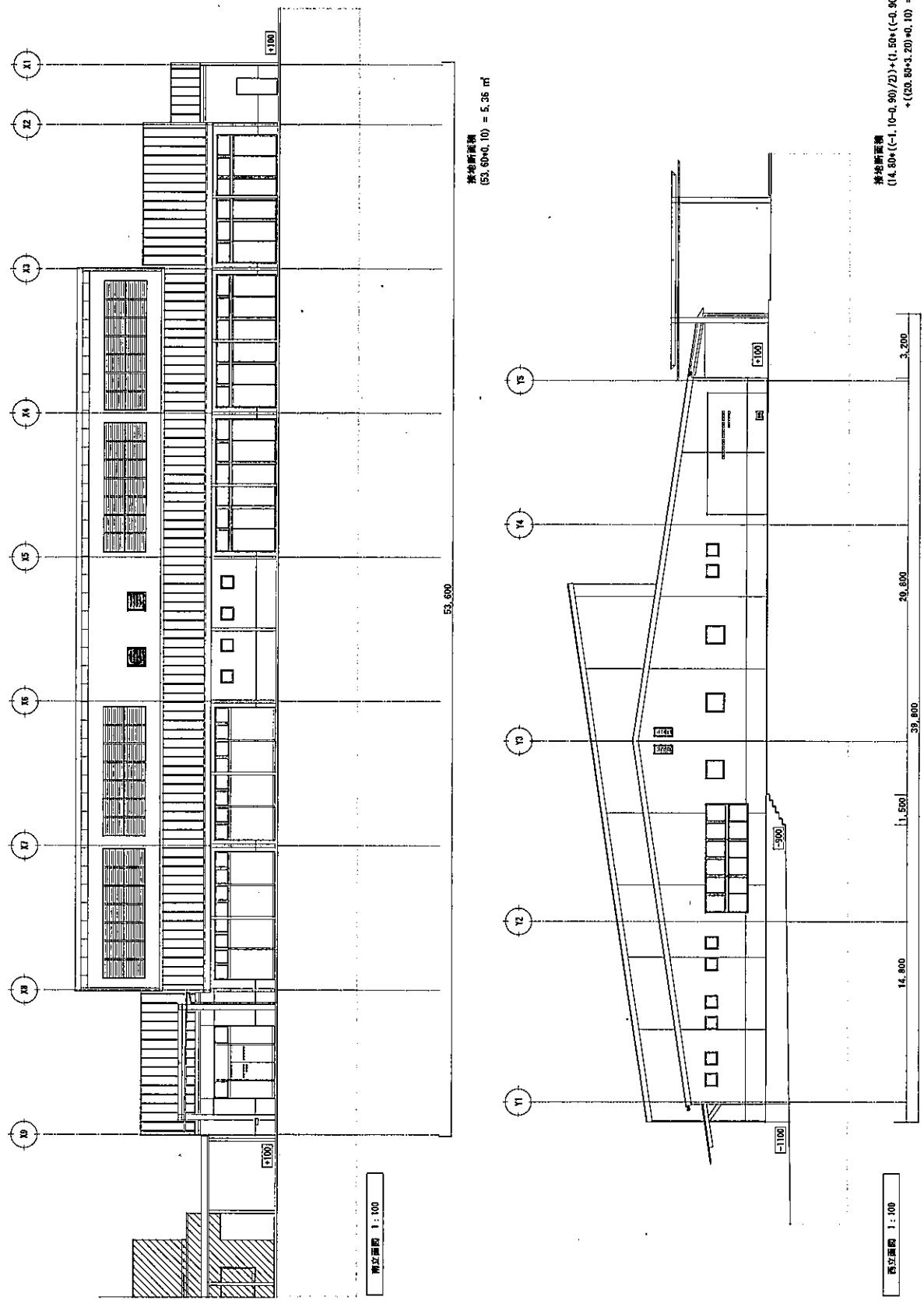
※3 建築確認申請許可後、入札(10月～11月)、12月議会にて契約議決、解体工事完了後、地盤改良工事、本体工事着手

※4 建設工事(工事準備1月、地盤改良2月～3月、上屋建設4月～10月、外構工事11月)

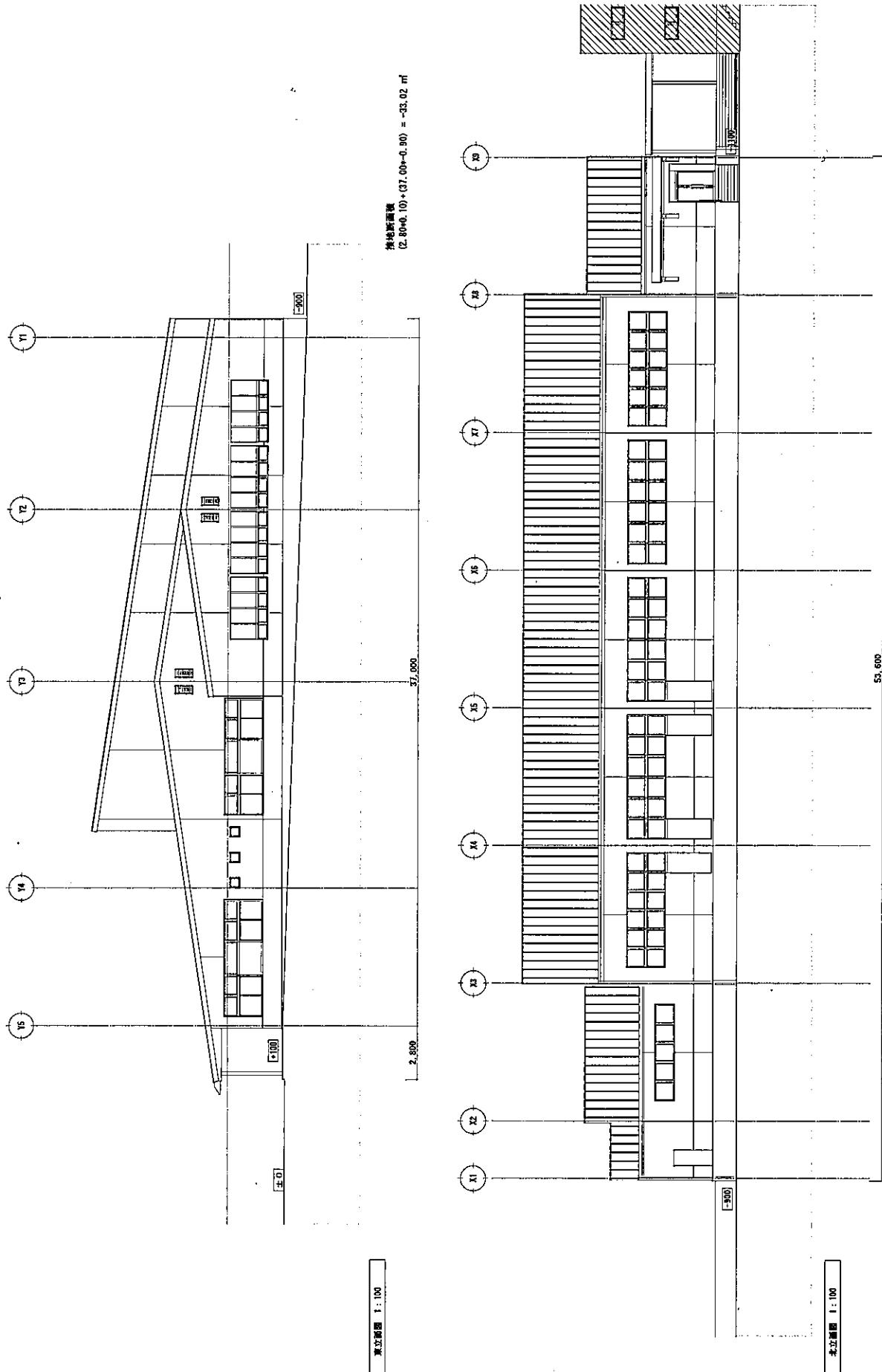
※5 開館準備(12月～2月)、開館時期は要調整







CONSTRUCTION NAME	MAP NAME	SCALE		N	MAP
		1/100	1/200		
株式会社 伊藤建築設計事務所 TEL: 03-5712-2811 FAX: 03-5712-2812 E-mail: <a href="mailto:itou@itou-arch.com">itou@itou-arch.com</a>	三郷文理学習センター建設工事	1/100	1/200	N	No. A-17
		1/100	1/200	N	No. A-145



<b>報告事項第4号</b>	教育部 学校教育課
平成28年2月22日提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 藤澤 一渡

タイトル	平成27年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について									
要旨	全国体力・運動能力、運動習慣等調査が昨年4月から7月にかけて、全国の小学校5年生と中学校2年生を対象に行われ、市内の小学校10校、中学校7校も参加しました。その結果がスポーツ庁より送付されました。その結果等について報告するものです。									
1 体力向上に対する安曇野市の取組み	<p>児童・生徒の体力向上を図るために、教育委員会、教育会、校長会(学校)、子ども支援課(保育園・幼稚園)の関係者により「体力向上推進委員会」を構成し、実態を共有し体力や健康・運動能力の向上・運動習慣等の改善のために連携した取り組みを進めています。</p>									
2 調査内容	<p>(1) 児童生徒に対する調査</p> <p>①実技に対する調査</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">小学校 8種目</td> <td>握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20m シャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ</td> </tr> <tr> <td>中学校 8種目</td> <td>握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走(男子1,500m、女子1,000m)又は20m シャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ</td> </tr> </table> <p>②質問紙調査</p> <p>運動習慣に関する質問紙調査</p> <p>(2) 学校に対する調査</p> <p>子どもの体力向上に係る取組等に関する質問紙調査</p>	小学校 8種目	握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20m シャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ	中学校 8種目	握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走(男子1,500m、女子1,000m)又は20m シャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ					
小学校 8種目	握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20m シャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ									
中学校 8種目	握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、持久走(男子1,500m、女子1,000m)又は20m シャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ									
3 安曇野市の傾向と課題(全国平均との比較等)	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>低い種目</th> <th>高い種目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>男子の握力のみ1種目</td> <td>男子4項目、女子6項目</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>男女とも、上体起こし・反復横跳び・20m シャトルラン・ハンドボール投げの4種目  総合点 男子は僅か、女子は下回る状況、</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>小学校=総合評価点でもA,B評価が多く、取組みの成果が表れています。 中学校=男女とも、体力上位者が全国・県と比べ少ない状況。</p> <p>【「平成27年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果について 別冊】</p>		低い種目	高い種目	小学校	男子の握力のみ1種目	男子4項目、女子6項目	中学校	男女とも、上体起こし・反復横跳び・20m シャトルラン・ハンドボール投げの4種目  総合点 男子は僅か、女子は下回る状況、	
	低い種目	高い種目								
小学校	男子の握力のみ1種目	男子4項目、女子6項目								
中学校	男女とも、上体起こし・反復横跳び・20m シャトルラン・ハンドボール投げの4種目  総合点 男子は僅か、女子は下回る状況、									

<b>報告事項第5号</b>	教育部 学校教育課
平成28年2月22日提出	(課長)古幡 彰 (担当係長)藤澤 一渡

タイトル	平成27年度 スクールサポート事業に対するアンケート調査結果について
要旨	<p>スクールサポート事業は、地域との連携体制を構築し地域全体で学校教育を支援することを目的とし事業を推進しているところですが、事業改善の参考とするため、学校支援ボランティア（279人）、地域コーディネーター（17人）、各小中学校教職員を対象に実施しました。</p> <p>アンケート調査結果については、今後、事業改善及び信州型コミュニティスクールとの連携を検討する資料として、地域教育協議会等において報告し、協議を進めています。</p>
	<p>○スクールサポート事業に関するアンケート調査結果(別冊)</p> <p>〈調査期間〉 平成27年12月14日～平成28年1月12日</p> <p>〈回収数〉 学校支援ボランティア 173人 (回収率: 62.0%) 地域コーディネーター 15人 (回収率: 88.2%) 学校教職員 525人 (回収率: 91.1%)</p> <p>○第2回地域教育協議会開催日時            ・穂高東中地域教育協議会 2月15日(月) 午後6時30分から            ・三郷地域教育協議会 2月16日(火) 午後6時30分から            ・堀金地域教育協議会 2月17日(水) 午後6時30分から            ・豊科南中地域教育協議会 2月22日(月) 午後6時30分から            ・穂高西中地域教育協議会 2月23日(火) 午後6時30分から            ・明科地域教育協議会 2月24日(水) 午後6時30分から            ・豊科北中地域教育協議会 2月25日(木) 午後6時30分から</p> <p>○第2回スクールサポート実行委員会            開催予定日: 平成28年3月1日(火) 開催時間: 午後6時30分から            場所: 市役所本庁舎301会議室</p>

<b>報告事項第6号</b>	教 育 部 各 課
平成28年2月22日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について	
要旨	生涯学習課 6件 文化課 9件	

安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

## 教育部生涯学習課共催・後援台帳

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認(専決)日	金額	開催目的(趣旨)	開催内容	H26	H25	H24	所管意見	
139	H28.1.4	スポーツ推進担当	第26回中日旗争奪明科杯地 区交流大会	安曇野市明科地区 域体育協会	安曇野市立明科小学校 安曇野市立明科中学校 安曇野市立明科高等学校 安曇野市立明科中等教育 学校	後援	スポーツ振興に寄 与するため	1月 4 日	平成28年3月6日(日)	○	過去承認	1月 22 日	明科体育館、明 科中学校体育馆、明 南小学校体育馆	ワットサルの普及、中壇地区選手 の交流、冬季における体力向上 などを目的にトーナメント方式で 勝敗を争う。	参加資格:スポーツ少年団加盟及び 長野県サッカーフェスティバル地区 所属のチーム。予定参加人数400 人。 参加料:1チーク5,000円	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可	
140	H28.1.8	スポーツ推進担当	第10回記念 長野米カップ 長野県小学生バレーボール大 会・大北・安曇野・東筑ブ ロック大会	小学生バレーボール 連盟委員長 中村洋人	絆祭委員長 安曇野 山越優一	後援	(財)長野県 監督会、長野県 日本小学生 バレーボール 連盟(長野県 ボーラー連 安曇野・東筑 支部)	1月 8 日	平成28年2月7日(日)	○	過去承認	1月 22 日	スポート施設本 育館(開会式 会場)、豊南社会 体育館	バレーボールを通じて、大北・安 曇野・東筑地区児童の競争を國 体向上と体力養成につなぐ。	2月6日(土)午後7:00～9:00 試合会場準備作業 2月7日(日)午前8:00～午後5:00 小学生バレーボール大会トーナメ ント方式、全試合3セットマッチ、アリ ゴンショヨリ制、6人制競技規則により 実施。 参加料:1チーク3,000円	○	○	—	基準第4条 第2号によ り可	
141	H28.1.18	スポーツ推進担当	平成27年度「第22回安曇野 卓球選抜大会」	安曇野卓球連盟 会長	西村 義夫	後援	社会教育一環として 必要	1月 15 日	平成28年2月14日 (日)	○	過去承認	1月 22 日	明科体育馆	中高年者(30歳以上)を対象に生 涯スポーツの一環として、卓球競 技を通じ楽しく親む者の拡大を 図る。	安曇野市内に居住又は通勤する者、平 成28年3月30歳未満に達している者。 組合形式:3ダブルスによる予選リーグ 及び決勝リーグ 参加料:1人1,000円	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可	
142	H28.1.22	スポーツ推進担当	平成27年度 中壇地区紅白 試合	安曇野市柔道協 会	柿本 墓	後援	中壇柔道連 盟安曇野柔道協会	1月 22 日	平成28年2月14日 (日)	○	過去承認	1月 26 日	豊科体育馆 柔 道場	柔道を通じて健全なる身心の育 成につとめる。	組合方法:中学生の部及び高校・一 般の部とする。組内戦の勝ち抜き試 合。参加料:1人500円	—	—	○	基準第4条 第2号によ り可	
143	H28.1.22	スポーツ推進担当	第11回アヤメ杯少年少女剣 道大会	アヤメ杯少年少女剣 道大会実行委 員会	福葉 则男	明科剣友会	後援	子供達の健康増進 を目的に、運営費や 仲間意識を育む為の 市教委が委員会の 協力をお願いしま す。	1月 22 日	平成28年3月13日 (日)	○	過去承認	1月 26 日	明科体育馆	剣道を通じて子供達の体力向 上を目指し、剣道を目的とする本 大会を、ラジオス怀から教えて 25年以上続く大会である。	組合方法:小学生の部・中学生的 部、各部でトーナメント方式で行う。 参加料:団体戦1チーク2,000円、個人 戦1人500円	○	○	○	基準第4条 第2号によ り可
144	H28.2.8	社会教育担当	遊んで学んでスカイハイパー ク! 早春お届けしま す	TOY BOX 情報 センター セシスター	御子柴 育朗	後援	TOY BOX 情報 センター セシスター	2月 5 日	平成28年2月27日 (土)午前10時 ～午後3時	○	過去承認	2月 12 日	信州スカイハイ パーク・総合接客場	遊べて学べる様々な企画を実施 したり、園内に設置した花木を楽し む配布するイベントです。幅広い 世代が楽しめる内容となっています。 木彫刻販売など。	—	○	○	基準第4条 第2号によ り可		

H27年度 文化課共催・後援台帳

(H28年2月定期会等決事項)

No.	実付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	理由	承認(事決)日	金額	開催目的(兼旨)	開催内容	H28	H25	H24	所管審査見
80	平成28年 1月15日	文化	第14回 安曇野百選ウォーキングプロジェクト	安曇野百選プロ	宮崎 崇徳	安曇野百選プロジェクト	地域学習の機会となる公共性の高い催しであり、小学生にも参加できるため。	1月14日 平成28年 2月7日(日)	過去	1月 18日	松高神社	福高神社祭後ウォークランナー 対象:市内の娘子等 参加料:1組100円	福高神社内歴史的建造物をクイズ形式でめぐり、地図の能力を発揮する機会を提供する。	-	○	-	販売基準第4 第2号により可	
81	平成28年 1月20日	文化	第39回 信州書道会	理事会長	市澤 静山	信州書道会	後援	安曇野市在住の会員も多いため、後援をお願いしたい。	1月 20日 平成28年 5月20日(金) ~22日(日)	過去	1月 26日	松本市美術館	長野県における書道藝術の普及向上と上條造教育の振興を目的に、信州書道会員(約160人)が作品を展示し、一般の方にも鑑賞していただき、会場では、改上條懐山氏の作品鑑賞会も開催する。	書道展 (会員及び故上條懐山氏の作品) 入場料:無料	-	○	-	販売基準第4 第2号により可
83	平成28年 1月27日	文化	わくわくキッズコンサート	「かっこい演奏♪牛山正博 ランティア協会	牛山 正博	「ホッピ! 演奏ボラントアイラム会・アルト・オーケストラ	後援	公民館などにチラシを置き、広くコンサートの宣伝をしたいため。	1月 26日 平成28年 4月18日(月)	過去	2月 1日	松本市民館 大会議室	子連れでコンサートに行かれない方がや、小さいお子さんがいるためにコンサートに行かない方がいるために区间にコンサートを行い、音楽に触れてほしい。	コンサート (ビーノ・ヴァイオリン・チェロ)	○	○	-	販売基準第4 第2号により可
85	平成28年 1月28日	文化	日本クラウン映画全国院線コンクール甲信越地区予選大会	日本クラウン映画	飯森 寿岳	日本クラウン株式会社	後援	多くの参加を募ると同時に、同時に他の理解を高めてもらいたい、普及を図りたい。	1月 27日 平成28年 6月19日(日)	過去	2月 1日	豊科公民館	映画の普及と向上の機会とする。	映画のコンクール 参加料:無料	○	○	○	販売基準第4 第2号により可
88	平成28年 2月8日	文化	新作り研究会(次年度方全般)	あづみ野秋香	会長 登	あづみ野秋香会	後援	市民への菊花の普及と社会情操教育及び文化の向上に努めます。	2月 8日 平成28年 3月26日(土) ~(日)	過去	2月 9日	福高会館	菊花愛好者の連携体系を構築する中で、愛好者技術の向上と競争を図り、教育・栽培・文化等の振興に寄与する。	大菊の栽培講習会 参加料:無料	○	○	○	販売基準第4 第2号により可
89	平成28年 2月8日	文化	新作り研究会(次年度方全般)	あづみ野秋香	会長 登	あづみ野秋香会	後援	市民への菊花の普及と教育・観光・文化の向上に努めます。	2月 8日 平成28年 3月19日(土) ~(日)	過去	2月 9日	福高会館	菊花愛好者の連携体系を構築する中で、愛好者技術の向上と競争を図り、教育・栽培・文化等の振興に寄与する。	山菊花栽培の講習会 (クラック、民屋、ボップス等) 参加料:無料	○	○	○	販売基準第4 第2号により可
90	平成28年 2月10日	文化	楽団ケセラ 第13回定期演奏会	特定非営利活動法人ケセラ	代表 中西 博	特定非営利活動法人ケセラ	後援	安曇野市民、小中学生の皆様に楽しんでいただきたい。	2月 1日 平成28年 5月15日(日)	過去	2月 12日	松本市文化ホール	最新の技術を習得し、菊花の普及に努め、愛好者技術の向上と競争を図り、教育・栽培・文化等の振興に寄与する。	演奏会 入場料:一般(当日)1,000円 (前売)800円 中学生以下は無料	○	○	○	販売基準第4 第2号により可
91	平成28年 2月12日	文化	第27回 松本かな美の書展	松本かな美の書会	代表 猪田 順夫	松本かな美の会	後援	教育委員会の後援があること一層関心が高まるため。	2月 12日 平成28年 3月25日(金) ~26日(日)	過去	2月 15日	松本市美術館	我国固有の和紙、特にかな筆道の研究を図り、地域文化の高揚を図る。	かな筆道の展示会 参加料:5,000円	○	○	○	販売基準第4 第2号により可
92	平成28年 2月12日	文化	安曇野町版木フォーラム 2016	安曇野町版木フォーラム	星野林と歴史的なみプロ	星野林と歴史的なみプロジェクト	後援	星野林は安曇野の象徴的まちなみプロジェクト その保全は公共的な問題であるため。	2月 12日 平成28年 3月19日(土)	過去	2月 15日	安曇野市行金 4階大会議室	安曇野の代表的な叡鏡といえる星野林を題材し、保全について考える。	講演会 講師:土屋 正氏(安曇野市長) 題目:都市の核 町の核 田園の絆 入場料:無料	○	○	○	販売基準第4 第2号により可

## 報告事項第7号

### 平成27年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

教育総務係

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
小・中学校卒業式・入学式	小学校卒業式　　3月17日(水) 中学校卒業式　　3月16日(火) 小学校・中学校入学式　4月5日(火)	出席者) 教育委員会・市長部局・市議会議員について調整
初任者研修及び10年者研修	初任者研修まとめの会　　2月5日(金) 出席者 20/22人中 10年者研修まとめの会　　2月8日(月) 出席者 12/12人中	

学校教育係

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
通学路合同点検 (学校安全事業)	・通学路交通安全プログラムに基づき、市内小中学校の指定通学路及び導線道路の合同点検を実施いたしました。  開催日 2月3日(水) 三郷地域 2月8日(月) 明科地域 2月9日(火) 堀金地域 2月10日(水) 穂高地域 2月12日(金) 豊科地域	第2回通学路交通安全部会 開催日：平成28年2月18日(木) 開催時間：午前9時から 場所：市役所本庁舎401会議室
平成27年度 安曇野市中学生海外ホームステイ交流派遣事業	期　間：3月19日(土)～28日(月) 派遣先：オーストラリア メルボルン ホストカール：ステラ・マリス・プライマリースクール 参加者：中学生14名、教育委員会引率2名	行程表別添
安曇野警察署との間の児童生徒の健全育成に係る相互連絡に関する協定	締結日：2月5日(金) 午後1時30分～ 会　場：安曇野市役所 共用会議室305 締結者：安曇野警察署長、 安曇野市教育長、麻績村教育長、 生坂村教育長、筑北村教育長 その他出席者：安曇野市警察署生活安全課長、 教育部長、各村教育次長	「安曇野警察署管内の児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」として運用

学校庶務担当

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み 備　　考
特設公衆電話の設置	災害時優先電話である特設公衆電話の電話線を全ての指定避難所(27箇所)に敷設するため、平成27年7月3日付で、NTT東日本と「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」を締結し、設置場所(学校体育館等)の事前調査を実施。(所管：危機管理課) 設置 一 小中学校17校の体育館等	NTT東日本において、敷設(基本的には経費NTT負担)

平成 27 年度 安曇野市中学生海外ホームステイ交流派遣事業 行程表(概要)

日時		場所	スケジュール
3月 19 日(土) (現地時間)	4:45	安曇野市役所前	出発
	12:15	成田国際空港発	空路メルボルン国際空港へ
	0:10 頃	メルボルン国際空港着	市内ホテルへ ホテル泊
20 日(日)	13:00	ホテル 発	ホームステイ地域のビューマリスへ異動
	14:00	ビューマリスビーチ着	ホストファミーと対面、昼食を兼ねた ウェルカムパーティ
	16:00～ 17:00	各ホストファミー宅へ	各ホストファミーと帰宅 ホームステイ開始
21 日(月)～ 23 日(水)	8:30	ステラ・マリス・プライマリースクール	各ホストファミーの送迎で子ども達と 登校
	15:30 頃		学校終了後、ホストファミーと帰宅
24 日(木)	9:00 ジ	パークデイル・セカンドリーカレッジ	学校内見学/留学生との交流 (予定)
	午前中		電車で市街のヴィクトリアマーケットへ 市場内散策
	15:30 頃	ステラ・マリス・プライマリースクール	学校着 ホストファミーと帰宅
25 日(金)	9:00	ステラ・マリス・プライマリースクール発	貸切バスで 1 日観光
	17:00 頃	ステラ・マリス・プライマリースクール	学校着 ホストファミーと帰宅
26 日(土)	終日	各自	各ホストファミーの計画で観光・ショッピング 等
27 日(日)	16:00	ステラ・マリス・プライマリースクール発	お別れの挨拶 セントギルズに出発
	01:15	メルボルン国際空港	空路 成田国際空港へ
28 日(月)	9:05	成田国際空港着	
	10:00		安曇野市に向けて出発
	15:00 頃	安曇野市役所着	

平成28年2月5日

甲 安曇野警察署長

清水英介

乙 安曇野市教育委員会教育長  
橋渡勝也

安曇野市教育委員会、生坂村教育委員会、生坂村教育委員会・筑北村教育委員会・麻績村教育委員会・生坂村教育委員会・筑北村教育委員会・麻績村教育委員会（以下「乙」という。）は、児童生徒の安全を脅かす犯罪や事故等が多発する中で、少年の非行問題が広域化、多様化、深刻化してきている現状を踏まえ、安曇野市・麻績村・生坂村・筑北村内における市・村・学校組合立学校の児童生徒（以下「児童生徒」という。）の安全の確保と非行の防止を図るとともに、豊かな感性や情操、思いやりの心などを育み児童生徒の健全育成を推進するため、相互の連携に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、自らの役割を果たしつつ、問題の所在を相互に理解し、緊密な連携のもとに効果的な対応を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定に基づく施策の名称は、「安曇野警察署管内の児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」（以下「連絡制度」という。）とする。

（連携関係機関）

第3条 この連絡制度において連携する関係機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 甲及び事業を担当した警察署
- (2) 乙並びに市・村立の小、中学校・学校組合立の中学校（以下「学校」という。）

（連携の内容）

第4条 連携機関は、一般的な情報交換による連携はもとより、児童生徒の安全を確保するために必要かつ具体的な情報及び個々の問題行動に着目した具体的な情報を相互に連絡することにより、実質的な連携を図るものとする。

- 2 甲及び乙は、必要に応じて、関係する学校と協議を行い、次条の対象の事案について具体的な対策を講じるものとする。

(相互連絡の対象事案等)

第5条 この連絡制度に係る相互連絡の対象事案は、次に掲げる事案とする。

(1) 安全確保のための相互連絡の対象事案

ア 不審者に関する事案

イ その他児童生徒の安全を確保するために必要な事案等

(2) 警察署から学校への連絡対象事案

ア 児童生徒が身柄付送致又は身柄付通告された事案のうち、警察署が学校との連携を必要と認めるもの

イ 児童生徒の非行及び不良行為が共犯で行われた事案並びに関係者が複数にわたる事案で、他の児童生徒に影響を及ぼすおそれがあり、警察署が学校との連携を必要と認めるもの

ウ 児童生徒が犯罪等の被害に遭った事案で、警察署が学校との連携及び継続的な支援が必要と認めるもの

エ その他事案の内容から、児童生徒の非行、犯罪被害を防止し、又は健全育成のために警察署が学校との連携を必要と認めるもの

(3) 学校から警察署への連絡対象事案

ア 重大かつ深刻ないじめ、暴力行為等の犯罪の可能性が高く、学校が警察署との連携を必要と認めるもの

イ 児童生徒の生命、身体又は財産を保護するため、学校が警察署との連携を必要と認めるもの

ウ 児童生徒が犯罪被害に遭うおそれがあり、学校が警察署との連携を必要と認めるもの

エ その他事案の内容から、児童生徒の安全確保のため、学校が警察署との連携を必要と認めるもの

2 連絡の必要性については、対象事案を取り扱った連携機関が、それぞれ判断するものとする。

(相互連絡の範囲)

第6条 この協定による相互連絡の範囲は、対象事案に係る児童生徒の氏名、対象事案の概要及び対象事案に係る児童生徒の安全確保、再非行、被害防止並びに健全育成に資するため必要な情報とする。

(連絡責任者等)

第7条 連携機関による連絡責任者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲 安曇野警察署 生活安全課長  
(2) 乙 安曇野市教育委員会 教育部長

生坂村教育委員会 教育次長

筑北村教育委員会 教育次長

麻績村筑北村学級組合教育委員会 教育次長

(3) 学校 校長

- 2 連絡責任者は、それぞれ連絡担当者を指定するものとする。  
3 連絡責任者又は連絡担当者は、相互に連絡制度の目的に沿って、面接又は電話により、速やかに連絡するものとする。  
4 甲は長野県警察本部へ、学校は乙へ事案報告を行い、適切な措置が図られるよう配慮するものとする。

(秘密保持の徹底)

- 第8条 この連絡制度において相互に提供された情報については、秘密の保持を徹底することもないに、本制度の目的と趣旨を逸脱した取扱いをしてはならない。

2 連絡責任者は、秘密の保持を徹底するために必要な措置を講じるものとする。

(配慮事項)

- 第9条 この連絡制度に係る連携に当たっては、相互理解と信頼関係を保持するため、次の点に配慮するものとする。

- (1) 相互に連絡される情報については、正確を期するものとする。  
(2) 対象事案に關係した児童生徒の指導については、真に教育的効果に配慮するものとする。

(協議)

- 第10条 この連絡制度を円滑かつ効果的に実施するため、実施後3年ごとに甲と乙において検討を加える。ただし、その他必要があると認めるとときは、甲と乙が協議するものとする。

(経費の負担)

- 第11条 この連絡制度の実施に係る費用は、連携機関が協議してそれぞれ負担するものとする。

(実施期日)

- 第12条 この連絡制度は、平成28年2月5日から実施する。

- この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈生涯学習課〉

社会教育担当

事業 （懸案事項）	現状況	今後の取り組み 備考																																																																									
安曇野検定	<p>○平成 27 年度 安曇野検定 1月 31 日 会場：穂高公民館、きばう</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>申込</th><th>受検者</th><th>合格者</th><th>合格率 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般上級</td><td>30</td><td>27</td><td>0</td><td>0.0</td></tr> <tr> <td>一般基礎</td><td>91</td><td>74</td><td>67</td><td>90.5</td></tr> <tr> <td>ジュニア</td><td>152</td><td>150</td><td>81</td><td>54.0</td></tr> <tr> <td>計</td><td>273</td><td>251</td><td>148</td><td>59.0</td></tr> </tbody> </table> <p>○結果通知 2月 19 日発送</p> <p>参考：過去の受検状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 年度</th><th colspan="2">一般の部</th><th colspan="2">ジュニアの部</th><th colspan="2">計</th></tr> <tr> <th>受検者</th><th>合格者</th><th>受検者</th><th>合格者</th><th>受検者</th><th>合格者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23</td><td>118</td><td>19</td><td>221</td><td>84</td><td>339</td><td>103</td></tr> <tr> <td>24</td><td>89</td><td>37</td><td>47</td><td>23</td><td>136</td><td>60</td></tr> <tr> <td>25</td><td>148</td><td>93</td><td>130</td><td>20</td><td>278</td><td>113</td></tr> <tr> <td>26</td><td>117</td><td>79</td><td>21</td><td>17</td><td>138</td><td>96</td></tr> <tr> <td>計</td><td>472</td><td>228</td><td>419</td><td>144</td><td>891</td><td>372</td></tr> </tbody> </table>	区分	申込	受検者	合格者	合格率 (%)	一般上級	30	27	0	0.0	一般基礎	91	74	67	90.5	ジュニア	152	150	81	54.0	計	273	251	148	59.0	区分 年度	一般の部		ジュニアの部		計		受検者	合格者	受検者	合格者	受検者	合格者	23	118	19	221	84	339	103	24	89	37	47	23	136	60	25	148	93	130	20	278	113	26	117	79	21	17	138	96	計	472	228	419	144	891	372	
区分	申込	受検者	合格者	合格率 (%)																																																																							
一般上級	30	27	0	0.0																																																																							
一般基礎	91	74	67	90.5																																																																							
ジュニア	152	150	81	54.0																																																																							
計	273	251	148	59.0																																																																							
区分 年度	一般の部		ジュニアの部		計																																																																						
	受検者	合格者	受検者	合格者	受検者	合格者																																																																					
23	118	19	221	84	339	103																																																																					
24	89	37	47	23	136	60																																																																					
25	148	93	130	20	278	113																																																																					
26	117	79	21	17	138	96																																																																					
計	472	228	419	144	891	372																																																																					
総合芸術展	<p>○第1回実行委員会 平成 27 年 7 月 6 日 正副実行委員長の選任、総合芸術展開催要項</p> <p>○第2回実行委員会 平成 27 年 10 月 5 日 文化祭での作品選考方法、選考数</p> <p>○作品選考 平成 27 年 10 月 17 日 三郷 平成 27 年 11 月 1 日 豊科、穂高、堀金及び明科</p> <p>○第3回実行委員会 平成 27 年 11 月 10 日 作品再選考、出品者への連絡方法</p> <p>○第4回実行委員会 平成 28 年 2 月 1 日 レイアウト提示、最終調整、確認</p>	<p>○搬入、展示準備 3月 3日</p> <p>○第5回安曇野市総合芸術展 場所：「きばう」多目的ホール 3月 4 日から 23 日 展示数 92 点</p> <p>※豊科近代美術館友の会絵画部展開催期間：3月 5 日から 21 日</p>																																																																									
豊科公民館 竣工式	3月 27 日（日）午前 10 時から 内容：式典及びセレモニー	詳細後日																																																																									

平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈生涯学習課〉

社会教育担当

事業 (懸案事項)	現状の状況	今後の取り組み 備考
青少年センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4月 20日 第1回運営委員会</li> <li>○5月 13日 長野県青少年補導センター理事会・研修会（上田市）</li> <li>○6月 3日 センターだより第2号発行</li> <li>○6月 11日 第2回運営委員会</li> <li>○7月 17日 第40回長野県青少年補導活動推進大会（上田市）</li> <li>○8月 5日 街頭巡回（三郷、堀金、明科地域）</li> <li>○8月 12日 街頭巡回（豊科、穂高地域）</li> <li>○8月 19日 第3回運営委員会</li> <li>○9月 5日 あづみっ子まつりへの参加</li> <li>○10月 7日 センターだより第3号発行</li> <li>○10月 14日 先進地視察（長野市少年育成センター）</li> <li>○10月 20日 県補導センター所長研修会（千曲市）</li> <li>○10月 30日 中信4市補導センター連絡会議（塩尻市）</li> <li>○11月 14日 長野県青少年健全育成県民大会（上田市）</li> <li>○12月 21日 街頭巡回（豊科、穂高、堀金地域）</li> <li>○12月 22日 街頭巡回（三郷、明科地域）</li> <li>○2月 6日 青少年センター講演会 講師：上村恵津子先生（信州大学教育学部教授） 演題：「子どもとのコミュニケーションを考える」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3月中旬 運営委員会</li> <li>3月下旬 街頭巡回</li> <li>3月下旬 センターだより第4号発行予定</li> </ul>

# 平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

生涯学習課スポーツ推進担当

## 社会体育総務費事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額：2,412千円		3月13日 第3回スポーツ推進委員会全体会
スポーツ推進審議会 予算額：137千円		
各種競技会及び発表会出場者 激励金交付事業 予算額：1,000千円	1月末現在 申請件数：67件 交付額：790千円	
市民スポーツ祭 予算額：1,500千円	2月9日 第2回市民スポーツ祭実行委員会 第6回市民スポーツ祭の結果について 第7回市民スポーツ祭について	
スポーツ教室等 予算額：7,319千円	2月6日 スポーツ指導者講習会 場所：堀金総合体育館 講師：伊那西高校新体操クラブ監督 橋爪みすゞ 参加者：60名	コオーディネーショントレーニング 体験会・学ぶ会 2月27日 場所：穂高総合体育館 講師：日本コオーディネーショントレーニング協会認定指導員
安曇野市体育施設の管理及び運営等に関する見直しについて	11月～ 関係団体に周知	
公式スポーツ施設整備計画	3月議会 公式スポーツ施設整備基金条例上程	2月中旬 南部総合公園再整備及び新体育館整備基本計画策定支援業務業者選定  3月中旬 入札予定

## 社会体育施設管理費

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
有明運動場トイレ整備工事	1月下旬 トイレ下水道管渠工事着工  2月2日 トイレ棟整備工事定例会	3月15日 トイレ下水道管渠工事竣工予定  3月25日 トイレ棟整備工事竣工予定
堀金総合体育館外壁改修工事	1月29日 外壁改修工事竣工  2月10日 竣工検査	
高家スポーツ広場駐車場整備工事	2月10日 駐車場整備工事入札	3月30日 駐車場整備工事竣工予定
明科農村広場防球ネット整備工事	1月19日 防球ネット整備工事入札	3月25日 防球ネット整備工事竣工予定

## 平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈文化課〉

文化振興係

### 文化振興事業

事業 (懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
文化振興計画 進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間評価調査業務（アンケート業務）完了</li> <li>庁内関係各課の施策とりまとめ、評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度内に中間評価とりまとめ</li> </ul>
東京藝術大学交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度事業予定について 校長会依頼（1月 29 日）、藝大及び中学校顧問との調整（2月 7 日）を経て以下のとおりとする。 第 1 回（コンサート）：6 月 4 日（土）・5 日（日）決定 第 2 回：11 月 5 日（土）・6 日（日）予定 第 3 回：2 月 4 日（土）・5 日（日）予定 小中吹奏楽祭：10 月 8 日（土）決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度の日程及び各回の詳細調整</li> </ul>
早春賦音楽祭	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 回実行委員会：2 月 25 日（木） 第 12 回事業計画について</li> </ul>	
信州安曇野薪能	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 5 回実行委員会：3 月 16 日 事業報告及び平成 28 年度事業計画について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度事業の詳細調整</li> </ul>
安曇野市美術館博物館連携事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 28 年度補助金申請：2 月 3 日（水）</li> <li>第 4 回実行委員会：3 月 15 日 平成 27 年度事業報告、平成 28 年度事業計画について</li> <li>平成 28 年度学校ミュージアム実施校：穂高西小、豊科北中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>決算及び事業報告書の作成</li> <li>事業計画の詳細検討</li> </ul>
第 5 回田淵行男賞写真作品公募	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集受付：1 月 6 日（火）～2 月 29 日（月）</li> <li>審査：3 月 10 日（木）</li> <li>実行委員会：3 月下旬予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査会準備</li> <li>28 年度事業計画、27 年度事業報告作成</li> </ul>
安曇野紙ヒコーキ大会	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙ヒコーキ教室：4 月 11 日（土） 豊科南社会体育館</li> <li>大会：4 月 12 日（日） 豊科南部総合公園</li> </ul>	
「安曇野文化」刊行	<ul style="list-style-type: none"> <li>「安曇野文化」第 18 号（冬号）編集・印刷（2 月末発行）</li> <li>第 19 号（春号）の編集</li> </ul>	
博物館協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 3 回会議：3 月 25 日（金） 平成 28 年度各館事業計画について</li> </ul>	

安曇野市美術資料等選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針」の全部改正に伴い、要綱設置の本委員会を条例に定める。</li> <li>3月議会後に要綱の改廃（4月1日施行）を予定。</li> </ul>	
----------------	---	--

### 高橋節郎記念美術館事業

「そば猪口アート公募展」	<ul style="list-style-type: none"> <li>巡回展 山形県白鷹町文化交流センター「あゆーむ」：2月6日（土）～25日（木）</li> </ul>	・返却：3月10日（木）
「改組新第2回日展工芸美術長野県入選者展」	<ul style="list-style-type: none"> <li>会期：12月13日（日）～3月6日（金）</li> <li>本館通路を利用して展示</li> </ul>	
冬季展覧会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「南の蔵」を活用した館主催の展覧会。作家に発表機会を提供し活動を支援するとともに、冬季の入館者増を図る。 矢下良平日本画展：3月2日（水）～3月13日（日） 大島和芳洋画展：3月17日（木）～3月30日（水）</li> </ul>	

### 文化財保護係

#### 文化財保護事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
市制施行10周年記念事業 あづみのフィルム アーカイブ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>「よみがえる安曇野」映像作品の編集</li> <li>3月26日開催「よみがえる安曇野」上映会準備 チラシ作成 打合せ</li> </ul>	・映像作品の編集
文化財関係説明板等の設置他	<ul style="list-style-type: none"> <li>「謂われの地」標柱設置工事 業者発注済 設置場所の確認（市内7ヶ所）</li> </ul>	・3月竣工
古文書調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>「飯沼家文書」（南穂高）の調査</li> </ul>	・継続調査
大口沢化石調査の実施と調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>2月7・14・21・28日 調査実施</li> </ul>	・継続調査

#### 埋蔵文化財発掘調査事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
研修会への参加	<p>市町村埋蔵文化財担当者研修会 2月25日 於：長野県立歴史館</p>	

発掘調査報告書作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度実施の埋蔵文化財保護事業について 芝宮南遺跡（穂高南小プール建設関係）</li> <li>明科遺跡群古殿屋敷（一般開発関係）</li> <li>工事立会い等（公共・一般）</li> </ul> <p>※遺物実測、図面整備外</p>	・3月末刊行
出土遺物分析	芝宮南遺跡及び明科遺跡群古殿屋敷自然遺物分析	報告書へ掲載
古墳出土鉄製品保存処理	魏石鬼窟古墳（D-1号墳）及びC-2号墳出土鉄製品 保存処理完了	博物館・資料館で展示
埋蔵文化財包蔵地内での土木工事に伴う保護協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共事業に伴う工事立会い</li> <li>一般開発に伴う工事立会い</li> </ul>	

### 博物館係

#### 郷土博物館事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
展覧会 1 企画展「レッドデータブック」展（仮）  2 常設展示の一部更新 (拾ヶ堰を扱った展示)	<p>○開催概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容：『安曇野市版レッドデータブック 2014』から、絶滅の危機にある動植物に標本やパネル等を展示して解説する。</li> </ul> <p>会期：平成 28 年 3 月 12 日（土）～4 月 10 日（日）</p> <p>○内容：平成 28 年は拾ヶ堰開削後 200 周年にあたるため、常設展示の一部について拾ヶ堰を主なテーマにした展示につくりかえる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野の専門者、環境部環境課、文化課との調整</li> <li>作業時期は 3 月末ころを検討中。</li> </ul>
講座 「こたつを囲む講座」	<p>○開催概要</p> <p>開催日：2 月 13 日・20 日・27 日・3 月 5 日の各土曜日</p> <p>館長及び学芸員が調査研究してきた内容を平易な形で来館者に解説する。</p>	・各職員から内容を集約。
刊行物発行 1 「安曇野風土記Ⅱ」執筆 2 紀要第 3 号 刊行	<p>○内容：市内のお祭りを取り扱う</p> <p>○内容：平成 26・27 年度にかかる内容を中心に、館職員の中で執筆。</p>	

#### 郷土資料館事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み 備考
穂高鐘の鳴る丘集会所の施設使用	<p>○内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う等市民等の利用に供する。</li> </ul>	郷土資料館・鐘の鳴る丘集会所 (H27 年 12 月 28 日から H28 年 2 月末までの日は休館)

## 貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み 備考
<p>企画展示</p> <p>1 潤澤伸介絵画展</p> <p>2 三郷美術会新春小品展</p>	<p>○開催概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催期間：2月2日（火）～2月28日（日）</li> <li>市内三郷中萱出身の画家による絵画作品 30 点を展示する。</li> </ul> <p>○開催期間：3月6日（日）～3月21日（月）</p> <p>三郷美術会の会員 26 人による個性豊かな絵画、彫塑などを展示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・展示作業について打ち合わせ</li> <li>・キャプション、タイトル等の準備</li> </ul>

## 平成 27 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈図書館交流課〉

図書館交流担当

### 交流学習センター(施設)事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
穂高交流学習センター事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「佐藤嘉市と大正期の常念岳登山」展           <ul style="list-style-type: none"> <li>・会期：3月8日～4月24日</li> <li>・会場：穂高交流学習センター「みらい」交流ギャラリー</li> </ul> </li> <li>○あづみのジュニアクラシック音楽会           <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日：3月19日(土) 13:30～</li> <li>・入場無料</li> <li>・定員 200人</li> <li>・会場：穂高交流学習センター「みらい」多目的交流ホール</li> </ul> </li> </ul>
豊科交流学習センター事業	○開館5周年記念 熊井啓監督作品「本覺坊千利休」上映会 熊井明子講演会 ・期日：2月6日(土) 10:00～、13:30～ ・入場無料 ・会場：豊科交流学習センター「きぼう」多目的交流ホール	
交流学習センター運営委員会		<ul style="list-style-type: none"> <li>○交流学習センター運営委員会 (第7回)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日：3月中旬</li> <li>・場所：未定</li> <li>・内容：「安曇野市交流学習センター(施設)及び安曇野市図書館における管理運営の方向性について」報告書(案)について、その他</li> </ul> </li> <li>※ 図書館協議会との合同開催</li> </ul>

### 図書館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
図書館事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>○図書館協議会(第5回)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日：3月中旬</li> <li>・場所：未定</li> <li>・内容：「安曇野市交流学習センター(施設)及び安曇野市図書館における管理運営の方向性について」報告書(案)について、その他</li> </ul> </li> <li>※ 交流学習センター運営委員会との合同開催</li> </ul>

## 【教育委員会定例会提出資料】

<b>報告事項第 10 号</b>	教 育 部 学校教育課
平成 28 年 2 月 22 日提出	(課長) 古幡 彰 (担当係長) 宮澤 慎二

タイトル	安曇野市学校給食センター運営委員補欠委員の委嘱について
要旨	安曇野市学校給食センター条例に基づく、安曇野市学校給食センター運営委員会委員の補欠委員の委嘱について、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長専決としたものです。
説 明	<p>運営委員会規則第 2 条に定める選出委員の内、教育委員及び P T A からの委員について、第 5 条の規定に基づき補欠委員として委嘱。</p> <p>(委嘱委員)</p> <p>【教育委員】(任期満了による改選)</p> <p>前任者：内田 洋子</p> <p>後任者：横内 理恵子（よこうち りえこ） 住所：安曇野市明科中川手 3763 任期：平成 27 年 11 月 9 日～平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>【P T A】(前任者の辞任に伴い安曇野市 PTA からの推薦による改選)</p> <p>前任者：畠山 幸太（安曇野市 PTA 連合会副会長） 後任者：大久保 羊三（おおくぼ ようぞう）安曇野市 PTA 連合会副会長 住所：穂高有明 3613 番地 18 任期：平成 28 年 2 月 16 日～平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>○安曇野市学校給食センター運営委員会規則（抜粋）</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この規則は、安曇野市学校給食センター条例（平成 17 年安曇野市条例第 228 号）第 4 条の規定に基づき、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第 2 条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 教育委員 1 人 (2) 小中校長各 1 人 (3) P T A 5 人 (4) 学校医 1 人 (5) 薬剤師 1 人</p> <p>(任期)</p> <p>第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任</p>

	<p>期間とする。</p> <p>2 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまで引き続き在任する。</p> <p>(注) 運営委員会規則については、平成28年4月1日付で改正あり。</p> <p>○安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則(抜粋)</p> <p>第4条 教育長は、前条の規定にかかわらず、第2条第5号、第7号、第9号、第11号、第14号、第15号及び第18号に掲げる事項について、緊急を要し委員会の会議に付する時間的余裕のないときは、これらを専決することができる。</p> <p>2 教育長は、前項の規定により専決したときは、その旨を次の委員会の会議に報告して、その承認を得なければならない。</p> <p>(第2条第9号)</p> <p>(9) 附属機関の委員その他の非常勤の職員の任免及び委嘱に関すること。</p>
--	--